休八り													
			農地沿	去第 5	5条第1	項の規定	とによ	る許可	可申請書				
											年	月	日
(あて	· 先)津市農業委	員会会長				譲受 (借 <i>)</i>	·人 氏 人) 電話	名 番号	(–	_)		
下記によって転	用のため農地 (拐	②草材物地)の接	利を製売	· 松市	こといので	(貸)			(一	た由誌) さ) = 1 -		
1 当事者の氏名	当事者の別	氏	名	- 1944	10/2000	辰地仏知 U	生	V J A元人上 (C	<u>-よりで配列</u> 所	2 中間 しゅ	- 7 0	職	 業
住所及び職業	譲受人(借人)											1177	<i>/</i> /C
	譲渡人(貸人)												
2 許可を受けよ うとする土地	→ ₩ (地番	: 登	地 目 記簿 現		面積 m²)	利用状況	10 a 当た ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	工工 化	耕作者の氏名		・市街化調整☑ 他の区域の別
の所在・地番・													
地目・面積・利													
用状況・普通収													
穫高及び耕作 者の氏名等	⇒ 1	m² (田		2	.lem	2 #-L							
	計	m (田 		m	、畑		草放牧地	トケル 秘	<u>m/</u> 転しようとす		章 关 ≾ □		
3 転用計画	(1)転用の目的					乙) 作作りで 日	XEU, a	K1C13139	払しよりこり	の注曲の	p+//µ		
	(3)事業の操業 期間又は施設 の利用期間		年	月	日か	46	年間						
	(4)転用の時期	第	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで) 第2期(着工 年 月 日から 年 月 日まで) 合 計										計
	及び転用の目 的に係る事業	工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面	積 棟数	建築面積 (建ペい率)	所要面積
	又は施設の概	土地造成				m²					m²		m²
	要	建築物			m²				m²			m²	
		小計											
		工作物											
		小計計											
4 権利を設定・	権利の種類		<u>/</u> 権利の設	 定・移	転の別	権利の設定	定・移転の	の時期	 権利の存約	売期間		 その他	
移転しようとする契約の内容	TETリング生状		設定 · 移転			年 月			11E 1 4 ~ 14 N/W/91E4			<u> </u>	
5 資金調達についての計画		-											
6 転用すること	隣地説明について												
る付近の土 地・作物・家畜 等の被害防除 施設の概要	土地造成について												
	土砂の流出につい												
	日照・通風等につ												
	用水について												
	雨水処理につい	C											
	汚水等処理につい	ハて											

(記載要領)

7その他参考となるべき事項

その他

- (1)法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (2)譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるもの
- (3)「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- (4)「10 a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- (5)「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- (6)「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。
- (7) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。